

○国土交通省告示第八百三十号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第七条の三第三号の規定に基づき、国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年八月十六日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件の一部を改正する告示

国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件（平成三十年国土交通省告示第四百三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	<p>許可を受けようとする建設業が次の表の上欄に掲げる建設業である場合において、それぞれ同表の下欄に掲げる種目に係る登録基幹技能者講習（同表の上欄に掲げる建設業に係る建設工事に関し十年以上実務の経験を有することを受講資格の一つとし、かつ、当該受講資格を有する者が受講するものに限る。）</p>						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">(略)</td> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">とび・土工工事業</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">一〇十四 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">十五 登録圧入工基幹技能者</td> <td></td> </tr> </table>	(略)	(略)	とび・土工工事業	一〇十四 (略)	十五 登録圧入工基幹技能者		(略)
(略)	(略)						
とび・土工工事業	一〇十四 (略)						
十五 登録圧入工基幹技能者							
改正前	<p>許可を受けようとする建設業が次の表の上欄に掲げる建設業である場合において、それぞれ同表の下欄に掲げる種目に係る登録基幹技能者講習（同表の上欄に掲げる建設業に係る建設工事に関し十年以上実務の経験を有することを受講資格の一つとし、かつ、当該受講資格を有する者が受講するものに限る。）</p>						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">(略)</td> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">とび・土工工事業</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">一〇十四 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">(新設)</td> <td></td> </tr> </table>	(略)	(略)	とび・土工工事業	一〇十四 (略)	(新設)		(略)
(略)	(略)						
とび・土工工事業	一〇十四 (略)						
(新設)							

附 則

この告示は、公布の日から施行する。